

## 東京都板橋区ベビールーム設置運営要綱

(平成8年9月5日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭福祉員による児童養育の利用に供する施設として設置し、東京都板橋区ベビールームの運営について必要な事項を定め、もって児童の福祉向上に資することを目的とする。

### (設置)

第2条 ベビールームの名称、位置、及び施設を利用することができる家庭福祉員の定数は、別表のとおりとする。

### (施設の管理運営)

第3条 施設の維持管理は区長が行い、養育に関する運営については、別に定める。

### (施設の利用)

第4条 施設を利用できるものは、東京都板橋区家庭福祉員制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき認定された家庭福祉員とする。

2 家庭福祉員が施設を利用しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

### (利用者の義務)

第5条 利用承認を受けた家庭福祉員（以下「利用者」という。）は、施設（付帯設備を含む。以下同じ。）の利用について区長の指示に従わなければならない。

2 利用者は、施設を、家庭福祉員が受託した児童の養育以外の目的に使用してはならない。

### (利用権の譲渡禁止)

第6条 利用者は、施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

### (利用承認の取消等)

第7条 区長は、利用者が次の各号に該当する場合は、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的に反する行為があったとき。
- (2) この要綱の規定又は区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号のほか区長が特に必要と認めたとき。

### (保育の状況の調査、報告等)

第8条 区長は、家庭福祉員に対しその保育状況について随時に実地調査し、資料の提出または報告を求め、その運営について指示することができる。

### (準用)

第9条 この要綱に定めのない事項については、実施要綱を準用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 「東京都板橋区高島平ベビールーム設置運営要綱」及び「東京都板橋区東新ベビールーム設置運営要綱」は、廃止する。
- 3 実施要綱の一部を次のように改正する。第 4 条中「東京都板橋区高島平ベビールーム設置運営要綱、又は、東京都板橋区東新ベビールーム設置運営要綱」を「東京都板橋区ベビールーム設置運営要綱別表に掲げるベビールーム」に改める。

付 則 （平成 9 年 8 月 18 日区長決裁）

この一部改正は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 11 年 2 月 17 日区長決裁）

この一部改正は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 11 年 11 月 10 日区長決裁）

この一部改正は、平成 11 年 12 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 13 年 7 月 10 日区長決裁）

この一部改正は、平成 13 年 8 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 14 年 3 月 29 日区長決裁）

この一部改正は、平成 14 年 5 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 17 年 6 月 15 日区長決裁）

この一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 28 年 12 月 1 日区長決裁）

この一部改正は、平成 29 年 1 月 10 日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

| 名 称       | 所 在 地            | 家庭福祉員定員 |
|-----------|------------------|---------|
| 下赤塚ベビールーム | 赤塚新町二丁目 12 番 1 号 | 4 名     |
| 北野ベビールーム  | 徳丸三丁目 22 番 39 号  | 4 名     |